

昭和五十二年政令第二十号

領海及び接続水域に関する法律施行令
内閣は、領海法(昭和五十二年法律第三十号)
第二条及び附則第三項の規定に基づき、この政令
を制定する。

第一条 領海及び接続水域に関する法律(以下
「法」という。)第二条第一項ただし書の政令で
定める線は、次のとおりとする。

一 紀伊ノ御崎灯台(北緯三三度五二分五五
秒東經一三五度三分四〇秒)から蒲生田岬灯
台(北緯三三度五〇分三秒東經一三四度四分
分五八秒)まで引いた線

二 佐田岬灯台(北緯三三度二〇分三秒東經
一三二度五四秒)から関崎灯台(北緯三三度
一六分東經一三二度五四分八秒)まで引い
た線

三 竹ノ子島台場鼻(北緯三三度五七分二秒東
經一三〇度五二分一八秒)から若松洞海湾口
防波堤灯台(北緯三三度五六分二八秒東經一
三〇度五一分二秒)まで引いた線

(基線)
第二条 法第二条第一項に規定する直線基線は、
別表第一に掲げる線とする。

2 基線(前項の直線基線を除く。)は、内水で
ある瀬戸内海を除き、海岸の低潮線(海に直接
流入している河川の河口にあつては、その両側
の海岸の低潮線上の点を結ぶ直線。以下この項
において同じ。)とする。ただし、次の各号に
掲げる湾にあつては、当該各号に定める直線の
内側にある海岸の低潮線は基線とせず、当該各
号に定める直線を基線とする。

一 その天然の入口の両側の海岸の低潮線上の
点の間の距離(島が存在するために天然の入口
が二以上ある場合にあつては、それぞれの
天然の入口の両側の海岸の低潮線上の点の間の
距離を合計したもの。次号において同じ。)が
二十四海里を超えない湾。その天然の入口
の両側の海岸の低潮線上の点を結ぶ直線

二 その天然の入口の両側の海岸の低潮線上の
点の間の距離が二十四海里を超える湾。その
内側の海岸の低潮線上の二点を結ぶ長さ二十
四海里の直線で、これと海岸の低潮線で囲む
海域の面積が最大であるもの

3 前条各号に掲げる線及び前項に規定する線を
基線として用いることにより領海となる海域内
にその全部又は一部がある低潮高地の低潮線
も、基線とする。

4 前条及び前三項の規定により、一の基線の外
側に他の基線が引かれることとなる場合には、
最も外側に引かれる線を基線とする。

5 第二項の湾及び島並びに第三項の低潮高地と
は、それぞれ海洋法に関する国際連合条約第十
条2、第二百一十一条1及び第十三条1に規定す
る湾、島及び低潮高地をいう。

6 第二項の海岸の低潮線及び第三項の低潮高地
の低潮線は、海上保安庁が刊行する大縮尺海図
に記載されているところによる。

(特定海域の範囲)
第三条 法附則第二項に規定する特定海域の範囲
は、別表第二の中欄に掲げる海域(外国の領海
である海域を除く。)の範囲とする。

(特定海域に係る領海の側の線)
第四条 法附則第二項に規定する線は、別表第二
の中欄に掲げる線とする。

附則
この政令は、法の施行の日(昭和五十二年七
月一日)から施行する。

附則(平成五年一月二日政令第三八
三号)
この政令は、平成五年十二月二十四日から施
行する。

附則(平成八年七月五日政令第二〇六
号)抄
1 この政令は、領海法の一部を改正する法律の
施行の日(平成八年七月二十日)から施行す
る。ただし、第二条の改正規定(同条第三項の
改正規定中「領海及び接続水域に関する条約第
七条2、第十条1及び第十一条1」を「海洋法
に関する国際連合条約第十条2、第二百一十一
条1及び第十三条1」に改める部分を除く。)、第
三条及び第四条の改正規定並びに別表の改正規
定及び別表第一の次に一表を加える改正規定
は、平成九年一月一日から施行する。

附則(平成十三年二月二日政令第
四三四号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、測量法及び水路業務法の一
部を改正する法律の施行の日(平成十四年四月
一日)から施行する。

別表第一(第二条関係)
次に掲げるイの点からヲの点までを順次結ん
だ線

Table with 5 columns (イ, ロ, ハ, ニ, ホ) listing geographical coordinates (latitude and longitude) for various points along the coast. The table is organized into sections corresponding to the articles and annexes mentioned in the text above.

十 次に掲げるイの点とロの点を結んだ線 一イ 北緯三五度四分四秒東経一三五度一 三分二秒の点(経ヶ岬北端) ロ 北緯三六度一分五九秒東経一三六度七 分二秒の点(安島岬西端)	十 次に掲げるイの点とロの点を結んだ線、ハの 二点からホの点まで及びヘの点からヲの点まで をそれぞれ順次結んだ線並びにワの点とカの 点を結んだ線 イ 北緯三七度一分二四秒東経一三六度四 三分一八秒の点(猿山岬西端) ロ 北緯三七度五〇分五二秒東経一三六度五 四分三九秒の点(船倉島西端) ハ 北緯三七度五二分二〇秒東経一三六度五 五分三三秒の点(船倉島北東端) ニ 北緯三八度一分東経一三八度一三分九秒 の点(ネイ島西端) ホ 北緯三八度一分一九秒東経一三八度一三 分一七秒の点(佐渡島春日岬西端) ヘ 北緯三八度二〇分三秒東経一三八度三〇 分五四秒の点(佐渡島弾埼北端) ト 北緯三八度二九分四五秒東経一三九度一 五分の点(粟島島埼北西方のエン貝グリ北端) チ 北緯三九度一分九秒東経一三九度三 分一秒の点 リ 北緯四〇度五三秒東経一三九度四一分四 四秒の点(水島西端) 又 北緯四〇度三三分三秒東経一三九度二九 分五一秒の点(久六島上ノ島) ル 北緯四一度一分五四分七秒東経一四〇度二 〇分三四秒の点(龍飛埼北端) ヲ 北緯四一度三三分二一秒東経一四〇度五 四分三三秒の点(大間埼北方の弁天島北西端) ワ 北緯四一度三三分一八秒東経一四〇度五 四分五二秒の点(大間埼北方の弁天島東端) カ 北緯四一度二六分一四秒東経一四一度二 七分五四秒の点(尻屋埼北端)
--	---

ホ 北緯四一度四三分三三秒東経一四一度三 分一〇秒の点(日浦岬南東端) ヘ 北緯四一度四二分五五秒東経一四一度一 分四六秒の点(武井ノ島南端) ト 北緯四一度四二分四五秒東経一四〇度五 分五七秒の点 チ 北緯四一度四二分三二秒東経一四〇度五 分八秒の点 リ 北緯四一度四二分三四秒東経一四〇度五 分四四秒の点 又 北緯四一度四二分四一秒東経一四〇度五 七分二四秒の点(汐首漁港南防波堤南端) ル 北緯四一度四二分五一秒東経一四〇度五 七分三三秒の点(汐首岬南西端) ヲ 北緯四一度四五分九秒東経一四〇度五二 分一七秒の点(石崎(銭亀沢) 漁港南防波堤 突端) ワ 北緯四一度二三分四八秒東経一四〇度一 分五九秒の点(白神岬南東端) カ 北緯四一度二一分六秒東経一三九度四七 分五八秒の点 ヨ 北緯四一度二九分四三秒東経一三九度二 〇分二八秒の点(松前大島難波岬南端) タ 北緯四一度三一分六秒東経一三九度二〇 分五秒の点(松前大島西北西端) レ 北緯四二度一〇分四二秒東経一三九度二 四分六秒の点 ソ 北緯四二度一三分一七秒東経一三九度二 五分二秒の点 ツ 北緯四二度三七分七秒東経一三九度四九 分三三秒の点(茂津多岬北西端) ネ 北緯四三度二〇分一七秒東経一四〇度二 〇分二五秒の点(神威岬北西方のメノコ岩北 西端) ナ 北緯四三度四三分三〇秒東経一四一度一 九分四三秒の点(雄冬岬西端) ラ 北緯四四度二四分五三秒東経一四一度一 七分二秒の点 ム 北緯四四度一六分四九秒東経一四一度五 四秒の点 ウ 北緯四四度二二分四九秒東経一四〇度五 八分五四秒の点 キ 北緯四四度二六分二一秒東経一四〇度五 七分四六秒の点(礼文島ゴロタ岬西端) ノ 北緯四四度二八分三二秒東経一四〇度五 七分三三秒の点 オ 北緯四五度三〇分一六秒東経一四〇度五 七分四〇秒の点(種島西端)

ク 北緯四五度三〇分二一秒東経一四〇度五 七分五四秒の点 ヤ 北緯四五度三一分三六秒東経一四一度五 五分八秒の点(宗谷岬西方の弁天島北端) マ 北緯四五度三一分二五秒東経一四一度五 六分二六秒の点(宗谷岬北端) 十 次に掲げるイの点からヨの点までを順次結ん だ線 イ 北緯四四度三七分五六秒東経一四六度五 六分五四秒の点(クンネウエンシリ鼻北端) ロ 北緯四四度四九分八秒東経一四七度六分 九秒の点(ポロノツ鼻北西端) ハ 北緯四五度六分三三秒東経一四七度二九 分四六秒の点(野斗路島西端) ニ 北緯四五度二五分五四秒東経一四七度五 四分一〇秒の点 ホ 北緯四五度二六分二〇秒東経一四七度五 五分三四秒の点(イカバノツ岬北端) ヘ 北緯四五度三二分二一秒東経一四八度三 九分一秒の点(藜取岬北西端) 十 次に掲げるイの点からヨの点までを順次結ん だ線 イ 北緯四三度四八分三四秒東経一四六度五 四分二七秒の点(イタコタン 埼南東端) ロ 北緯四三度四四分七秒東経一四六度四 八分四秒の点(色丹島大島南東端) ハ 北緯四三度四二分二一秒東経一四六度四 〇分三六秒の点 ニ 北緯四三度四二分東経一四六度三八分三 六秒の点(昆布白埼南端) ホ 北緯四三度四二分六秒東経一四六度三八 分二一秒の点(昆布白埼南西端) ヘ 北緯四三度四四分八秒東経一四六度三五 分三四秒の点 ト 北緯四三度四四分三四秒東経一四六度三 五分九秒の点(能登呂埼南西端) チ 北緯四三度四四分六秒東経一四六度三 五分三秒の点(能登呂埼西端) リ 北緯四三度四八分一七秒東経一四六度三 五分四秒の点(大崎西端) 又 北緯四三度四八分二四秒東経一四六度三 五分七秒の点(大崎北西端) ル 北緯四三度四八分二九秒東経一四六度三 五分一四秒の点(大崎北端) ヲ 北緯四三度四九分四秒東経一四六度三六 分二秒の点 ワ 北緯四三度四九分一五秒東経一四六度三 六分四七秒の点
--

カ 北緯四三度五二分三四秒東経一四六度四 六分三〇秒の点(軍艦岬北西端) ヨ 北緯四三度五三分二五秒東経一四六度四 九分二五秒の点(ヒセロフ 埼北端) 別表第二(第三条、第四条関係) 十 次に掲げる線により囲まれ基線からその外 た海域 一 別表第一の十三の項に(以下「三海里の 線」といふ)で 二 別表第一の十三の項にの並びに第二号 掲げるマの点から一〇五度及び第六号に掲 げる線(三海里 に引いた線) 三 前号に掲げる線の基線の線との交点か らその外側十二海里の線(以下「十二海里の線 (以下「十二海里の線」との交点までの いう)との最初の交点か部分に限る。)で ら一五度に引いた線 四 前号に掲げる線上の一もの 点から二八五度に十二海里 の線と接するように引いた 線 五 別表第一の十三の項に 掲げるヤの点から三五八度 三海里の点まで引いた線 六 前号に掲げる線の終点 から二八五度に引いた線 七 前号に掲げる線の十二 海里の線との交点から一五 度に引いた線 次に掲げる線及び陸岸によ り囲まれた海域 一 別表第一の十二の項に並びに第三号、 掲げるルの点とヲの点を結 んだ線 二 別表第一の十二の項に 掲げるワの点から一六度三 海里の点まで引いた線 三 前号に掲げる線の終点 から九〇度に引いた線 四 前号に掲げる線の十二 海里の線との交点から零度 に引いた線 五 別表第一の十二の項に 掲げるルの点から三二六度 三海里の点まで引いた線	定 三海里の線の特 定海域内のもの 第六号、第十号 及び第十二号に 掲げる線(三海 里の線との交点 から十二海里の 線との交点まで の部分に限る。) 特定海域に係 るもの
---	---

域海定特る係に道水東峡海馬対	
六 前号に掲げる線の終点から二三五度に引いた線	三海里の線と特
七 前号に掲げる線の十二海里の線との交点から三二五度に引いた線	三海里の線と特
八 別表第一の十三の項に掲げるホの点からワの点までを順次結んだ線	三海里の線と特
九 別表第一の十三の項に掲げるワの点から一四五度三海里の点まで引いた線	三海里の線と特
十 前号に掲げる線の終点から二三五度に引いた線	三海里の線と特
十一 別表第一の十三の項に掲げるホの点から一四九度三海里の点まで引いた線	三海里の線と特
十二 前号に掲げる線の終点から九〇度に引いた線	三海里の線と特
次に掲げる線により囲まれた海域	三海里の線と特
一 別表第一の九の項に掲げるソの点とネの点を結んだ線	並びに第二号、第四号、第七号及び第九号に掲げる線（三海里の線との交点から十二海里の線との交点までの部分に限る。）で特定海域に係るもの
二 前号に掲げる線上の一点から一二度に北緯三四度四分四一秒東経一二〇度四分四一秒の点（沖ノ島西北西端）から二八二度十二海里の点を通るように引いた線	並びに第九号に掲げる線（三海里の線との交点から十二海里の線との交点までの部分に限る。）で特定海域に係るもの
三 別表第一の九の項に掲げるソの点とソの点を結んだ線	並びに第九号に掲げる線（三海里の線との交点から十二海里の線との交点までの部分に限る。）で特定海域に係るもの
四 前号に掲げる線上の一点から二七〇度に北緯三三度一分八分二一秒東経一二九度七分三一秒の点（宇久島対馬瀬鼻北端）から三五九度十二海里の点を通るように引いた線	並びに第九号に掲げる線（三海里の線との交点から十二海里の線との交点までの部分に限る。）で特定海域に係るもの
五 別表第一の十の項に掲げるトの点からルの点までを順次結んだ線	並びに第九号に掲げる線（三海里の線との交点から十二海里の線との交点までの部分に限る。）で特定海域に係るもの
六 別表第一の十の項に掲げるルの点から一五五度三海里の点まで引いた線	並びに第九号に掲げる線（三海里の線との交点から十二海里の線との交点までの部分に限る。）で特定海域に係るもの
七 前号に掲げる線の終点から二二七度に引いた線	並びに第九号に掲げる線（三海里の線との交点から十二海里の線との交点までの部分に限る。）で特定海域に係るもの

域海定特る係に道水西峡海馬対	
八 別表第一の十の項に掲げるトの点から一二〇度三海里の点まで引いた線	三海里の線と特
九 前号に掲げる線の終点から四三度に引いた線	三海里の線と特
十 第二号に掲げる線の十二海里の線との交点と第九号に掲げる線の十二海里の線との最初の交点を結んだ線	三海里の線と特
十一 第四号に掲げる線の十二海里の線との交点と第七号に掲げる線の十二海里の線との交点を結んだ線	三海里の線と特
次に掲げる線により囲まれた海域	三海里の線と特
一 別表第一の十の項に掲げるソの点からハの点までを順次結んだ線	並びに第三号及び第七号に掲げる線（三海里の線との交点から三二二度三十二海里の線との交点までの部分に限る。）で特定海域に係るもの
二 別表第一の十の項に掲げるハの点から三二二度三十二海里の線との交点から三二二度三十二海里の線との交点まで引いた線	並びに第三号及び第七号に掲げる線（三海里の線との交点から三二二度三十二海里の線との交点までの部分に限る。）で特定海域に係るもの
三 前号に掲げる線の終点分に限る。）で特定海域に係るもの	並びに第三号及び第七号に掲げる線（三海里の線との交点から三二二度三十二海里の線との交点までの部分に限る。）で特定海域に係るもの
四 前号に掲げる線の十二海里の線との最初の交点から三二二度三十二海里の線との交点まで引いた線	並びに第三号及び第七号に掲げる線（三海里の線との交点から三二二度三十二海里の線との交点までの部分に限る。）で特定海域に係るもの
五 前号に掲げる線上の一点から二三二度に北緯三二度四分三一秒東経一二二度四分三一秒の点（口永良部島野埼西端）から二四〇度に引いた線	並びに第三号及び第七号に掲げる線（三海里の線との交点から三二二度三十二海里の線との交点までの部分に限る。）で特定海域に係るもの
六 別表第一の十の項に掲げるソの点から二八七度三海里の点まで引いた線	並びに第三号及び第七号に掲げる線（三海里の線との交点から三二二度三十二海里の線との交点までの部分に限る。）で特定海域に係るもの
七 前号に掲げる線の終点から一九七度に引いた線	並びに第三号及び第七号に掲げる線（三海里の線との交点から三二二度三十二海里の線との交点までの部分に限る。）で特定海域に係るもの
八 前号に掲げる線と十二海里の線との最初の交点から二八七度に引いた線	並びに第三号及び第七号に掲げる線（三海里の線との交点から三二二度三十二海里の線との交点までの部分に限る。）で特定海域に係るもの
九 前号に掲げる線上の一点から一七度に北緯三二度四分三一秒東経一二二度四分三一秒の点（口永良部島野埼西端）から二四〇度に引いた線	並びに第三号及び第七号に掲げる線（三海里の線との交点から三二二度三十二海里の線との交点までの部分に限る。）で特定海域に係るもの
次に掲げる線及び陸岸によ	定海域内のもの
り囲まれた海域	定海域内のもの
一 北緯三〇度五〇分三三秒東経一三一一度三分二四秒	並びに第一号から第四号まで、

域海定特る係に	
の点（種子島喜志鹿埼北端）から六〇度に引いた線	第八号及び第十号に掲げる線
二 北緯三〇度五〇分三三秒東経一三一一度三分二四秒	交点から十二海里の線との交点
の点（種子島喜志鹿埼北端）と北緯三〇度四分九秒東経一三〇度五一分二六秒の点（馬毛島上ノ岬北端）を結んだ線	の線との部分に限る。で特定海域に係るもの
三 北緯三〇度四分三三秒東経一三〇度五〇分五秒の点（馬毛島下ノ岬南西端）と北緯三〇度二分三三秒東経一三〇度五五分〇秒の点（口永良部島メガ埼南東端）を結んだ線	の線
四 北緯三〇度二分三三秒東経一三〇度八分三三秒の点（口永良部島野埼西端）から二四〇度に引いた線	の線
五 前号に掲げる線の十二海里の線との交点から三三〇度に引いた線	の線
六 別表第一の九の項に掲げるロの点からホの点までを順次結んだ線	の線
七 別表第一の九の項に掲げるホの点から一八七度三海里の点まで引いた線	の線
八 前号に掲げる線の終点から二四〇度に引いた線	の線
九 別表第一の九の項に掲げるロの点から一四四度三海里の点まで引いた線	の線
十 前号に掲げる線の終点から五四度に引いた線	の線
十一 前号に掲げる線の十二海里の線との最初の交点から一四四度に引いた線	の線